

経過措置期間再延長のお知らせ

モルペス[®] 細粒 2%

お得意先各位

 藤本製薬グループ
藤本製薬株式会社

謹啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社ならびに弊社製品に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2021年3月の「経過措置期間延長のお知らせ」にて「モルペス細粒2%」の経過措置期間を2021年9月末日までとお伝えしており、次いで2021年4月の「出荷予定時期に関するお知らせ」において「モルペス細粒2%」の経過措置期間について2022年3月末日までの延長願の提出をご案内しておりました。この度の官報告示（2021年5月18日付 厚生労働省告示第199号）により経過措置期間の再延長が決定いたしましたのでご案内申し上げます。

また「モルペス細粒6%」の経過措置期間につきましては、引き続き2022年3月31日までとなります。

なお、名称変更品『モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包10mg/30mg「フジモト」』を販売してまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

<経過措置期間が延長される品目>

経過措置品目	現行の経過措置期間満了日	延長後の経過措置期間満了日
モルペス細粒 2%	2021年9月30日	2022年3月31日

【製品のお問い合わせ先】

藤本製薬株式会社 学術部

TEL : 0120-225-591 FAX : 0120-116-026

受付時間 : 月～金 9:00～17:00 (土日・祝日及び弊社休業日を除く)

 藤本製薬グループ

製造販売元

藤本製薬株式会社

〒580-8503 大阪府松原市西大塚1丁目3番40号